

令和6～9年度 日田市教育行政実施方針(抜粋) (社会教育における人権教育の充実)

I 社会教育における人権問題への取組の充実・支援

<現状>

地区公民館において、各種教室や社会教育団体を対象として人権学習を実施するほか、関係機関や自治会と連携して町内人権学習会なども実施しています。

<課題>

市民の人権意識の向上を図るための取組としては、現在の学習会、講演会は欠かせないものの、公民館職員以外で、地域で指導者として活動できる人材の育成が必要となっています。

<基本的な方向性>

社会教育における人権教育を推進するため、「日田市人権教育基本方針」に基づき、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①「人権に関わる市民意識調査」に基づいた人権学習の推進

「人権に関わる市民意識調査」結果を基に、市民の人権に関する地域の実情に応じた学習を実施し、人権問題に対する正しい知識と理解の取得を進めます。

②体験的参加型学習会の拡充と人材の育成及び活用

市民と接する機会が多い職種や団体へ学習会への参加を呼びかけ、指導者（ファシリテーター）としての資質の向上に努めています。今後は、既受講者等を対象としたフォローアップを実施するなど、学習機会の充実に努めます。

③公民館職員に対する人権教育の充実

地区公民館職員を対象とした人権教育の実施において、「日田市人権教育指導者のてびき」を活用するほか、研修内容やプログラムの工夫に努め、実施した研修結果を各事業や様々な世代を対象とした人権・部落差別問題研修会に生かします。さらに、ワークショップの手法を取り入れた研修を行うなど、研修内容の一層の充実を図ります。

また、地区公民館を利用する地域住民だけでなく、中央公民館の施設利用者や社会教育関係団体を対象とした人権学習を実施し、自らの課題として考え解決に向け行動する人権感覚の涵養を図ります。

④公民館等での人権学習活動の充実

地区公民館や地域で実施する人権学習活動については、関係機関と連携し、学習内容に応じた講師の紹介や派遣に加え、グループワーク形式による参加者の主体的な学習意欲を高める様々な手法を取り入れた人権学習会を実施します。また、地区公民館においては、様々な世代を対象とした学習会、各種講座において、人権問題に関する資料や情報を提供し、正しい知識の取得と理解を深める学習機会を創出し、市民の人権意識の向上を図ります。

指 標 名	現状値		令和9年度
		年度	目標値
ファシリテーター育成講座参加数	84名	R5	80名
地区公民館での人権学習会参加数	2,468名 (R6.1.31までの実績)	R5	4,500名